

令和3年第2回普代村議会定例会会議録

招集告示年月日	令和3年2月15日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	再 開	令和3年3月3日 10時00分	
		議長代理	野 場 義 時
	散 会	令和3年3月3日 17時04分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 9人 欠 席 1人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嵯 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	中 上 一 登	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	正 路 正 敏	○
	9	野 場 義 時	○
	10	中 村 裕	▲（午後○）
会議録署名議員	9	野 場 義 時	
	1	嵯 峨 典 行	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	松 葉 義 人	
	書 記	新 屋 一 郎	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 治 水 対 策 室 長 農 林 商 工 課 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 竹 花 強 志 三 船 雄 三 川 向 正 人 森 田 安 彦 山 田 晃 人 道 下 勝 弘 大 村 修 太 田 吉 信 山 崎 長 蔵 坂 下 広 見 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>再開 (10:00)</p> <p>令和2年度普代村一般会計補正予算(第15号)</p>	<p>議長代理</p> <p>議長代理 川向総務課長</p> <p>議長代理</p> <p>議長代理 嵯峨議員</p> <p>議長代理 川向総務課長</p>	<p>令和3年3月3日(水)第2回普代村議会定例会</p> <p>おはようございます。本日は、中村議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、野場が議長の職務を行います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今から本会議を再開いたします。</p> <p>ただ今の出席議員は9名であります。定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>なお、10番中村裕議員より欠席の通告がございます。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の日程は、お手元に配布しております議事日程(第2号)によって進めてまいります。</p> <p>日程第1議案第8号「令和2年度普代村一般会計補正予算(第15号)」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、上程されました議案第8号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>なお、質問の際は、ページ・款・項・目をお示しの上、お願いいたします。</p> <p>1番嵯峨議員。</p> <p>1番嵯峨です。17ページ総務費のところですが、災害後方支援(拠点広場整備事業)1,152万5,000円の減、そしてそれによって土地借り上げ料が12万5,000円とありますが、当初は役場であそこを買う予定だったけど値段が折り合わないで賃借ということになったという説明を聞いている訳ですが、これは役場の方で言えるのか言えないのか分かりませんが、相手の方ではそんなにうんと高い金額を提示してきたために1,100万円を見込んでいたのがだめだったということなのか、ちょっとそこら辺がですね、分からない分がありますので。だいたい何㎡・何坪で向こうの方はいくらくらいを見込んでだめだったのか、そしてまたこの借り上げ料は月に12万5,000円払うのか、年に12万5,000円払うのか、ちょっとこれだけでは分かりませんので、そこら辺の詳しい説明をお願いします。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>当初ですね、ここの場所につきましては、国の交付金を入れまして事業を実施しようということで用地買収ということで計画をさせていただきました。借り入れの部分では国の補助金等をつっ込んで工事することはちょっとできないということだったので、その部分は補助事業ということで、買収ということで計画をさせていただきました。その中で補助</p>
---	--	---

		<p>金部分につきまして、ちょっとその部分を充てる分にはちょっと不都合というかそういうのがありましたので、その部分は別な財源を充てることにしまして、村単の財源を充てることにしまして、国庫補助事業からは外すということになっております。それでもまず買収の予算も取っておりますので、そこで地権者さんと協議をさせていただきました。その際に買収する際にですね、若干税金部分も買収によってかかってきますので、その部分で「もう少し何とかならないか」というようなそういうことも出ました。その中で「それであれば、借り入れというかたちでもいいよ」というようなそういうご提案もありましたので、そちらの方に切り替えていくようなことで相談・協議を進めてきたというようなそういう流れであります。</p> <p>あと借り上げ料の部分につきましては、3月分までの借り上げ料になります。とりあえずその分をまず払って、次の分は次年度の分にお支払いするという意味でこの借り上げ料の部分はその金額になっております。</p> <p>1番嵯峨議員。 今の説明では、そんなに大きな開きはなかったけれどあと少しというところで話しが折り合わなかったということですが、そうすれば、この借り上げ料を3月までということは、これからは年にだいたいどれくらいずつ払っていくのか教えてください。</p> <p>榎屋村長。 今、年額については計算しているようでございますけども、いずれ近くに4・5年、もうちょっと前かな、に同じ所有者が民地間で売買をした土地があって家が建っていると、その価格と今回の村で出した部分とは少し調整をしてもらわなければならないような相手にとっての額だったというふうなことになります。</p> <p>太田治水対策室長。 交渉を直接というか前の流れもありますので、私が交渉させてもらった部分ではございますが、単価そのものはそんなにではなかったんです。ただ、さっき総務課長もお話ししましたが、道路等であれば所得税等の控除があるんですが、今回の事業についてはそれがなくてですね、その部分の税金というお話ししたのはその部分ですが、「その分がな」というふうなお話しはございました。借り上げが、普代元村、駅前はあれですけども、普代はだいたい坪600円くらいで年間借りておりますので、そこは面積が何ぼうでしたかあれですけども、そういうかたち。いずれ若干の、村長がお話ししたような「前のところと差があるのは村がやることだしそこはそんなに大きいあれではないけども、税金のところだけでもな」というようなお話しがありまして、前に2人の方から今回広げる前にも借りている部分もありますので、前の人も貸しているようだし、とりあえず貸すことで、お願いと言うのはあれですけども、事業</p>
--	--	---

	<p>議長代理 川向総務課 長</p> <p>議長代理 嵯峨議員</p> <p>議長代理 中上議員</p>	<p>を進めるのは何もあれではないが、というふうなお話して進めさせていただいたということでございます。</p> <p>川向総務課長。 年間では、10万～14万円くらいの間のものになります。</p> <p>1番嵯峨議員。 年間で十何万円だったら、そんなに高い金額ではないと思いますけども、私個人的には、災害拠点整備事業費、そこも何かあった場合重要な場所になるので、地権者に子供さんがいれば代々払っていくと思うけども跡継ぎがないということになってしまうと、また例の件のようなことにもなりますので、できれば買って役場の財産にした方がいいんじゃないのかなという自分的には思ってますので、そういう方向で後々もめないようによくお願いいたします。終わります。</p> <p>6番中上議員。 6番中上です。14ページの森林環境整備基金繰入金15万8,000円です。これの仕組みを伺いたいんですけども、原資というか根拠、どこからこのように流れた上で繰入金になるのかですね。これをお願いします。</p> <p>次に17ページ、村営バス運営費79万8,000円、委託料ですけれども、直接あれじゃないんですけども、前に向野場の方へのバスの運行をやってはどうかと台風19号の前に提案したことがあるんですけども、それが今開通できるんでそれが運行できるのかどうか、検討の中でどうなっているのか確認したいと思います。</p> <p>次に、19ページ、戸籍住民基本台帳ですね、個人番号カード関連事務委任交付金92万2,000円というのは、これはどういった使い方なのかですね、歳入の方にも同じ金額でありましたけども、これの内容をお願いします。</p> <p>21ページ、1番下の子ども園費ですね、職員報酬パートの減ということで、この背景がコロナ関係なのか何なのかをお願いします。</p> <p>次に22ページ下、保健衛生総務費ですね、コロナの関係で自殺対策が皆減になっている訳ですけども、いろいろあるんでしょうけども、このコロナで、逆に自殺が増えているというような報道もありますので、そこら辺の兼ね合いというのはここを皆減にするあれが、講演会等ができなかったということなのかどうかですね、そこら辺の内容をお願いします。</p> <p>最後に、27ページ河川維持費で河川土砂撤去で役務料が皆減になっていますが、県の事業に変更のためということですけども、県の事業になるのか村の事業になるのか最初から分かっている訳ではないんですかね。どっちがやるか分からないけども、一応載せておいたということなのかどうか、そこら辺の仕組みも分かりませんので内容をお願いします。以上です。</p>
--	---	--

<p>議長代理 山崎農林商 工課長</p>	<p>山崎農林商工課長。 森林環境譲与税の関係でのご質問にお答えをさせていただきます。今年度入ってくるのが 517 万円ほど見込んでおまして、そのうち今年の事業にかかる人件費分を基金から繰り入れるというものでございます。</p>
<p>議長代理 川向総務課 長</p>	<p>川向総務課長。 村営バスの運行の関係でのご質問でございました。向野場への運行についての検討ということでの質問だと思います。現在全路線の見直し等につきましては、まだ詳しい路線の見直し等の検討はまだ実際にはしていないところではございます。一部路線でも通行止めや工事をしておる部分もございますので、全体的なその部分の見直し等につきましては、路線の開通等も見ながら、あとは総合発展計画の見直し等の中で、そういった交通弱者への対応という部分の検討もありますので、そういったところで一体的に考えていきたいというふうに考えております。</p>
<p>議長代理 道下住民福 祉課長</p>	<p>道下住民福祉課長。 お答えをいたします。19 ページの個人番号カード、あと自殺対策と 2 件のご質問だったと思います。まず個人番号カードにつきましては、国の個人番号・マイナンバーのですね、カード交付発行の強化・推進ということで、令和元年度にこのカードの発行関係につきましては、地方公共団体システム機構が実施しているもので、そのカード発行強化に係る経費分が全国の各市町村に経費が増額になると。ただし、これは国庫 10 分の 10 でありますので、同額歳入にも計上となっているものでございます。 次に、自殺対策につきましては、例年ですね、人材育成の目的もありまして、セミナー研修会等開催しております。また普及啓発ということで、そういったチラシ等の発行を予定した事業計画となっております。セミナーの開催につきましては、コロナ禍の影響もありまして、セミナーが未実施となりましたことから、その節においての皆減ということになってございます。なお、この自殺対策の関係につきましては、コロナの臨時交付金をいただきまして、遠隔での健康相談窓口というのも開設をしています。内容につきましては、詳しくここではお話しすることはできませんが、そういった受付もですね、実際は実績があるということをご報告をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>議長代理 菅野教育次 長</p>	<p>菅野教育次長。 21 ページの子ども園費の 1 節報酬の 407 万円の減の件でございますが、これはコロナの影響ではございません。内容としましては、保育にあたる職員が休んだ場合にですね、OBの方をお願いをして途中で入ってもらっているんですけども、会計年度任用職員の制度が 2 年度から始まりまして、今までは賃金で 1 日雇用していたんですけども、それを時間パートということで当初は見込んでおりましたが、結果的には見込んだより補充の時間の実績がなかったということで減といたしております。以</p>

<p>議長代理 太田治水対 策室長</p>	<p>上です。 太田治水対策室長。 河川費の河川土砂撤去役務料の皆減の部分でございます。これは沢の砂防施設部分のところを予定した訳ですが、砂防施設は県の部分ですが河川については村の管理河川であったことから県と十分に協議しないまま、すみません予算を計上いたしました。実施にあたって確認しましたところ、昨日村長も一般質問でも答弁してございますが、来年度県の方で土砂の撤去は行う予定であるというふうなことを確認いたしまして、今回補正減とさせていただいたものでございます。申し訳ございませんでした。</p>
<p>議長代理 中上議員</p>	<p>6 番中上議員。 最初の森林環境整備基金繰入金ですけれども、今年度というのは2年度の話ですね、517 万円来る予定のものが、15 万 8,000 円が、そこら辺がちょっとすみません理解できない、村のホームページに森林環境譲与税の基金積立金が 185 万円になりますよと載っているんですけども、これとは直接関係ないのかな。すみません理解できなくて。そこら辺が、その原資がどこからどうなのかなと、何で 15 万 8,000 円なのかなというのが分からない。もう一回ちょっと分かりやすくお願いできればというふうに思います。 あと、17 ページの村営バスの件ですけども、要するにいろいろこれから路線等変更があつて可能性もあるというふうに理解していいかなというふうに聞き、理解いたしました。もう 1 つちょっと中の方にも入って、例えば自分の地区であれば中央道も入ってはどうかという提案もしたような気がするんですけども、そこら辺も併せて可能性があればですね、OK ですよって一言でいいですけども、だめだったら考えておきますでもいいですのでお願いします。 あと、19 ページの個人番号カードの発行費ということですけども、マイナンバーカード、かなり村の発行率、確か 10% いったかかなかったかのように記憶しておりますけども、国全体でも確か 16% くらいしか普及されていないという非常に焦っているような状況があるようですね。聞いたところによると、職員がある地区を回ってタブレットなのかスマホなのか分かりませんが、それで写真を撮ってその場で手続きを完了してあげているという地区もあるというふうに聞いたんですね。非常にいいことだなと思うんですよ。中には手続きを苦にしてやっていない人が結構多いみたいなんで。スマホでやればスマホ 1 つで済むんですよ。あとはハガキが来てそのハガキを役場に持ってくれば OK と。写真も写真屋に行く必要がない、カメラで撮ったのをそのまま送信できるという非常に優れものの制度だと思っているんです。それをフル活用するのは非常にいいことだなと思っています。ただ中には、写真屋に行って写真を撮って、紙を役場にもらいに来てそれを貼って郵送してやって</p>

	<p>議長代理 山崎農林商 工課長</p> <p>議長代理 川向総務課 長</p> <p>議長代理 道下住民福 祉課長</p>	<p>という手続きを踏んでいる人もいる訳ですね。そこら辺を考えたときに公平性としてどうなのかと。最初からそういうふうに村でやって取り組んでくれればよかったんじゃないのかなというふうに思っています。費用もかからない訳ですよ、スマホでやれば。ただスマホを持っていない人もいる訳ですけども、そういう人のためには特にそういう手続きを役所でやってあげるというのは非常に効果的だなというふうに思っておりますけども。1点だけ公平性という意味でどうなのかというところも考え方をちょっとお聞きしたいというふうに思います。</p> <p>あと、子ども園費は分かりました。</p> <p>自殺対策は、まったくやっていないのかなというふうに思ったんですけども内容は分かりました。</p> <p>沢のダムも分かったんですけども、県の管理を村の費用でやろうと、その意気込みはすごいなと思うんですけども、もうちょっと詰めればよかったのかなというふうに思います。まず分かりました。以上お願いします。</p> <p>山崎農林商工課長。歳出も含めて説明していただければ。</p> <p>先ほどの森林環境譲与税として入ってきて基金積立になったものが、元年度 185 万 2,000 円という実績でございます。今年度入ってくる予定が 501 万 7,000 円。そのうちから 15 万 9,000 円を先ほど繰入れしておりますが、今年度末の残高見込みが 671 万円という予定でございます。15 万 9,000 円の支出でございますが、これからの意向調査に係る事務経費、会計年度任用職員の 1 カ月分を見込んでいるものでございます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>17 ページの村営バス運営費の関係でございます。検討材料の中には、地域に入り込んでという部分ではできるできないはまた別として検討の材料としては入れさせていただきたいと思っております。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。マイナンバーカードの交付率、2 年度当初におきまして、県内で 33 市町村中 30 番目という下位の状況でありました。10%台というところでもございました。お話しいただきました、各地区に出向きというようなお話もあります。全国の取り組み状況も調べさせていただきました。昨年の 12 月に各地区出向きましてその手続きを行いました。職員が 2 日間行いまして、件数まではあれですけども、12 月の件数が約 130 件から 140 件くらい 12 月中、それが 1 月になって交付されるということなので 1 カ月以降に交付率としてその数字が上がるんですけども、現在管内 4 市町村ありますが洋野・普代 19.4%ということでそこが管内では 1 位と。県内におきましては普代村 13 位となっております。まだまだ県内の平均までは届きませんが、届くようにですね、その取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。</p>
--	---	--

	<p>議長代理 中上議員</p>	<p>すみません。説明不足がございました。公平性というようなお話しも、写真をわざわざ撮ってというようなことで、そういったものを住民の方にお知らせした方がよろしいのかというようなご提言だったと思います。12月の地区を出向きましての申請におきましては、そのような観点もあります。そういった取り組みとなっております。今後におきましてもですね、窓口での申請もできるということで、住民の方が何かご用事があって役場に訪れた際には声がけもさせていただいております。また、今年度になるか、来年度に向けてですね、さらに、村民の方が手続きをしやすいような、例えば休みの日の窓口開設などもですね、担当と話しをして、課員調整の下そういった体制で交付率向上に向けて取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>6 番中上議員。</p> <p>森林の前にマイナンバーの件ですけども、マイナンバーとマイナンバーカードの違いを分からない人が結構いるんですよ。マイナンバーはもう付いている訳です。カードがあるかないか、ただそれだけの違いだと思っている人も結構いると思うんですよ。だんだんマイナンバーカードを持っているか持っていないかでだんだん不利な部分、不利じゃない部分が顕著になってくるんだらうというふうには個人的には思っていますけども、そういった違いっていうのははっきり分かるように住民にも知らせるべきであろうなというのと。先ほど最初に言いました、タブレットなのかスマホなのか分かりませんが、それで 120、130 件歩いたというのは、非常に驚きですけども、今タブレットを議会に導入します。行政にもタブレットを導入していてもいいのではないかなと、そこにつながってくるのではないかというふうに思うんですね。そういう意味では、非常に便利なものでもありますし、あちこちWi-Fiがつながるようになるとなれば利用価値が非常に高くなってくると、これは一つ別の問題ですけども。先ほどの必要性というのと。あと、歩いたんだけど、歩いていろいろとお金をかけなくても手続きできた人はいいんですけども、かけた人はどうなるのと、その分を補てんしてくれよって言いたくなる人も中にはいる可能性もあるんですよ。そういう苦情はたぶんないとは思いますが、第一、歩いているの知らない人の方がほとんどですから、そこら辺の公平性というのもやっぱり、今回はしょうがないにしても今後は最初からそういった体制でやりますよとかというのをやっぱり周知させてやった方がいいだろうなというふうに思いますし。役所に来たついでにやるのはいいんですけども、やりやすい状況に役所がやっても役所に来たがらない人もいます。中にはわざわざ来たくないという人が、来れない人もいる訳ですから、そこら辺の公平性をどうするのかと、そういうところには連絡をいただければこちらからスマホを持って行って手続きしてあげますよというような、そういった周知までしないと 50～60%は無理でしょうね。マイナンバーね。</p>
--	----------------------	---

	<p>議長代理</p> <p>道下住民福祉課長</p>	<p>誰も必要と思っていない訳ですから、いかに必要を感じてもらおうかというのが問題だと。そこら辺の知らせの仕方ですよね。村だけじゃないんですけども、国そのものが知らせ方がいまいち足りないなというふうに思いますので、そこら辺に向けた努力が国を上回るような方法でやっていけばいいのかなというふうに個人的には思います。そこら辺をよろしくをお願いします。</p> <p>あとは、森林環境税の方ですけども、ホームページにも意向調査について書いてあります。「森林環境譲与税の使途の公表について」と。これを公表しなければならないみたいなんですけども、これにも意向調査の実施に関わる準備作業ということをやって臨時職員と84万8,000円かかりましたよと、譲与税が270万円入ったうち。その余ったのを基金に積み立てたと、そのほかにまた15万8,000円もプラスしたものを足し合わせて活動していくということなのかなということで。長くなるのでやめますけども、意向調査に関しましては、また予算委員会かなんかで、あとでお聞きしますけども、意向調査の内容とか意向どおりに進んでいるのかどうかですね。そういった進捗状況もまた聞きますので調べてお伝えしていただければというふうに思います。以上です。</p> <p>答弁は。</p> <p>（「答弁をお願いします」と中上議員）</p> <p>道下住民課長。</p> <p>お答えをいたします。マイナンバーとマイナンバーカードの違いも含めてですね、今後も昨年の12月には2回ほどお知らせ、また住民福祉通信、月に1回発行するように努めておりますが、そういった中でお知らせをしております。今後においてもですね、随時それは周知を図ってまいりたいというふうに思います。またタブレットのお話をいただきました。実は12月の地区に出向く際にですね、タブレットを貸与していただいております。1台ですね、そのほかの国からの貸与分もあったので、2台で回ろうと思ったんですが、なかなかタブレットで操作をする、国との通信を行ったり来たりというのが1人にかかる時間が相当なんです。一度シュミレーションとかしてみたんですけども、どうしても一人にかかる時間が10分～15分くらいはかかると。地区に行きましたら、多いところでは20人くらいいらっしゃるのに1人にそういう時間はかけられないだろうということで、紙ベースでの申請で職員がカメラマンになって撮ってそれを貼って申請をするというような手続きにさせていただきました。今後そういったタブレットを活用するような場面等も出てくるかと思しますので、ぜひそちらの方は活用をしていきたいと思っております。</p> <p>訪問というお話もいただきました。昨年の地区の申請の際には、訪問というのも全国的にやっている市町村もあるようです。今後ですね、進捗率も見中でどうしても来られない、交通弱者と言うのもあれですけども、あとは足の不自由な方とか、さまざまなご家庭あるかと思いま</p>
--	-----------------------------	--

	<p>議長代理</p>	<p>すので、その辺もですね、しっかりと検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>8 番正路議員。</p>
	<p>正路議員</p>	<p>8 番正路です。今個人番号カードの件ですけれども、私も巡回していただきながら恩恵を受けた 1 人でございます。今、中上議員が申されたとおり一つのきっかけとして非常にいい取り組みじゃないのかなと思って感じましたし、どうしても役所に出向けない人たち、そういった人たちを救済する面でも必要なことだろうなと感じております。まずそこは先ほど答弁いただいたように聞いたかった訳ですけれども、先に答弁したとおりのものであろうなと思っておりますので、ぜひいろいろな手法はあると思いますので続けていただきたいとそうように思っております。</p> <p>それとですね、21 ページ育児祝い金の部分です。これは、150 万円の減となっておりますが、これは当初どのくらいを見込んで、どのくらいの実績があったかだけご報告いただければ結構です。</p> <p>それと議長にお許しをいただいた中で、コロナの影響によって減が多くなったということの関連についてお伺いをしたいのですがよろしいでしょうか。</p>
	<p>議長代理</p> <p>正路議員</p>	<p>はい。</p> <p>ありがとうございます。コロナの関連になりますけれども、私個人の出張の関係を例にとらせていただきますが、来年 7 月ごろ大分出張を、あくまで予定ですよ、そういった中で PCR 検査を求められる可能性もあるかと思えます。そしてまたワクチンの接種の可否ということも求められるかもしれません。そうした中で出張前に PCR 検査を受けられないものか、そして帰ってきてからも PCR 検査を受けられないものか、そういった中でどのような対応をしたら PCR 検査は受けられるものか。どうしても大分ということになれば、花巻から飛行機を使うにしろ、乗り継ぎで現在大阪であれ名古屋であれ福岡であれ流行地を通過しなければなりませんし、新幹線で行った場合も必ず東京駅を経由しなければならないといったようなこともございます。そういった観点から PCR、ワクチンはその時期までにはたぶん行き届かないんだろうなと個人的には思いますので、PCR の観点に対してだけ若干分かる範囲で結構ですのでよろしく願いいたします。</p>
	<p>議長代理</p> <p>道下住民福祉課長</p>	<p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。育児祝い金の今回の 150 万円の減額になりますけれども、当初の計画と実績の数値というようなお尋ねだったと思います。計画につきましては、15 人ほどをみました。実績につきましては、今後 3 月にですね。それも少し見込んだ中で、8 名となっておりますので、7 名ほどの減、150 万円の減となります。参考までに、元年度は 14 人でございます。30 年度は 13 人という実績でございます。</p>

	<p>議長代理 正路議員</p> <p>議長代理 坂下医科・ 歯科診療所 事務長</p> <p>議長代理 正路議員</p>	<p>あとコロナのPCR検査につきましては、市町村の方ではですね、行政検査ということでの承知しかないんですけども、その中でもどうしても疑いのある、あるいは発熱、医師の判断により検査を行うということで、今普代の診療所でも検査は行っておりますが、まったく疑いがない、発熱がないそういった方についての検査となりますと、どうしても民間の検査になるのかなど。この近くには聞いたことはございませんが、首都圏等におきましては、有料のPCR検査等もあるようではありますが、そういった県内情報というのは持ち合わせてございませんので、すみません。以上になります。</p> <p>8番正路議員。</p> <p>8番正路です。非常に出生率ですか、年々下がってくる、村を継続する部分においては、根幹をなす部分であろうと思っております。これは予算でももう少し聞きたいと思っておりますので、これはこことして。</p> <p>そしてPCRですね、どうしても受ける側の方としても、必要になってくる可能性もあるんだろうと思っております。そこで診療所でもやっている、そういった中で有料でもいいから検査をしてほしいといったような要請は受け入れられないものなのか、そこをもう一つよろしく願いいたします。</p> <p>坂下診療所事務長。</p> <p>PCR検査ということでございますが、今診療所の方では日にちを決めて発熱外来というのを実施しております。そこで実施しているのは、抗原検査というのを。PCR検査・抗原検査・抗体検査ですか、詳しくはちょっと分かりませんがございまして、診療所で検査しているのは、抗原検査でございます。抗原検査ですと、15分から30分くらいでその場ですぐ分かるということでございます。PCR検査になると、うちですと盛岡の臨床検査センターでしたか、そちらの方に出して、時間がかかるので、それは普代の診療所ではやっておりませんので、今普代で可能なのは抗原検査ということになります。有料でも検査を受けられないかということでございますが、管内のといいますか、県内の例えば盛岡辺りで受けられる場所が有料であるのかどうか、ちょっとその辺を承知しておりませんが、診療所で今実施しているのは抗原検査ということでございます。以上でございます。</p> <p>(「検査を受けれるか受けれないか、できるかできないか」と正路議員)</p> <p>PCR検査をできるかできないかということですか。</p> <p>(「抗原検査でもどっちでもいいですけども」と正路議員)</p> <p>検査をする場合は、やはりそういう症状ということになります。ただ調べたいのということではなくてですね、例えばそういう症状があると、もちろん熱があるというような場合のみとなります。</p> <p>8番正路議員。</p> <p>ある程度ワクチンが普及してということになれば検査もいらぬんで</p>
--	---	---

	<p>議長代理</p> <p>古沼議員</p> <p>議長代理 大村建設水産課長</p>	<p>しょうが、どうしても出張にいかねばならないまたは流行地の方にいかねばならないという場面も出てくるんだと思います。そういったときにある程度やっぱりどこかで証明書なり何なり出してもらうような施設があってもいいのかなというふうに感じましたので質問させていただきましたが、県内ではそういった民間うんぬん、盛岡まで出向いてまでということもある訳ですので、できれば近場で、遠くても宮古くらいまでとかそういった中で少し民間病院であっても、例えば検査キットであってもそういったものを少し紹介していただけるような、保健関係があってもいいのではないのかなというふうに思いましたので、幅を広げた中で、質問をさせていただきましたので、まず現在のところはできないというような、症状がない限りは。そういうことで承ります。ありがとうございます。終わります。</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>5 番古沼議員。</p> <p>5 番古沼です。11 ページの 12 款 1 項 3 目 3 節公営住宅使用料の村営住宅 121 万円の使用料減とその他の 78 万 7,000 円減の要因を伺いたいです。</p> <p>また 16 ページの 2 款 1 項 1 目 18 節の職員派遣負担金皆増の 1,547 万 5,000 円とありますが、なぜ今ごろ皆増になっているのか伺います。</p> <p>また、20 ページの 3 款 1 項 1 目 18 節の負担金・補助及び交付金の移動支援・日中一時支援事業補助金 270 万 8,000 円減はなぜでしょうか。</p> <p>また、26 ページの 8 款 2 項 2 目 14 節の村道堀内中央線道路改良工事の 1,500 万円の減は工法が変わったと議運では聞いたんですが、工法が変わったのをちょっと詳しくお願いいたします。</p> <p>29 ページの 10 款 4 項 2 目 18 節の七頭舞育成会活動補助金 61 万 9,000 円の減はどうしてなのかお伺いいたします。</p> <p>先に 11 ページの方から、大村建設水産課長。</p> <p>私の方からは 11 ページの住宅使用料の減額の内訳ということでございます。まず村営住宅の 121 万円の減の主な要因でございますけども、芦渡住宅の減額が主なものでございまして、内訳としましては、家賃が 6 万 3,000 円の方が 5 月いっぱい退去されまして、それで約 60 万円ほどのまず減額、もう一つ 4 万 7,000 円ほどの家賃の方が 11 月に退居ということで、その後空室になっていて、これも 20 万円弱の減、併せてお 1 人台風 19 号で被災を受けた方が芦渡の住宅に入っているということでみなし仮設という扱いにいたしまして、家賃を減額したものがこれがだいたい 20 万円ちょっとということでこれが主な減額の理由になります。その他住宅につきましては、4 棟ほど黒崎地区と中学校地区に 2 棟空きがございまして、その分で減額となっておりますのと併せまして、繰越で建てた上区地区住宅を当初予算に盛ってございましたけども、まだ入居決定になっていないということでその分も減額の理由となっております。</p> <p>併せて 8 款の方の説明もよろしいですか。</p>
--	--	--

	<p>議長代理 大村建設水 産課長</p>	<p>はい。 続けて、次の8款の建設課分の堀内中央線の減額の理由でございます。当初隣接の地権者さんから土地の買収の了承をいただけませんでした、構造物、擁壁での施工ということで想定しておりました。ところが、擁壁での施工と併せて、対岸の個人の擁壁がひびが入っていると補強しないと道路作業をするに崩れる可能性もあるということでそれを見込んでおりましたけども、施工している途中で地権者さんの方から私の方に入ってもいいですということで買収させていただきました。それで道路法線が変わりましてコンクリート構造物が不要になったもので、法面のできるということで減額というかたちになっております。以上です。</p>
	<p>議長代理 川向総務課 長</p>	<p>川向総務課長。 一般管理費の職員派遣負担金の皆増ということで、なぜ今の時期かということでございますけども、総体的には支出額がほぼ固まる時期がこの時期ではあります。12月あたりでも期末手当やら勤勉手当等人事評価等で若干の変動がある可能性があるんで、だいたいは予測はできるんですけども、その上限等も見越せませんので、それ以降の計上ということになりまして、今回の3月の計上にさせていただいたということであります。</p>
	<p>議長代理 道下住民福 祉課長</p>	<p>道下住民福祉課長。 お答えをいたします。20ページにあります、移動支援・日中一時支援事業補助金270万8,000円の減額でございます。こちらの方は、障がい者総合支援法に基づきます、市町村事業というのがあるんですけども、そちらの方で、日中一時支援事業、障がいのある方・その世帯において何らかの事情があつてですね、その障がいのある方の介助というんですかね、見守りができない場合にサービス事業者にお問い合わせをするという事業でございます。当初の予算におきまして、10名ほど見込んだものが実績見込みということで7名。3名の減となりまして、この金額の減額となりました。以上でございます。</p>
	<p>議長代理 菅野教育次 長</p>	<p>菅野教育次長。 29ページの文化財保護費のところの七頭舞育成会活動補助金61万9,000円の減の件でございます。これは普代中学校の鶴鳥七頭舞の活動に対する補助金でございますが、今年度はコロナの影響で当初は発表の場というかにもバスを使って考えていたんですけども、コロナの影響でできなかったということで実績としましては、指導していただいた指導員の方の報酬、それから道具ですとか衣装に係る経費のみの今回は支出ということで、発表等に係る経費については今回は減とさせていただいたものでございます。以上です。</p>
	<p>議長代理 古沼議員 議長代理</p>	<p>5番古沼議員。 分かりました。ありがとうございました。 そのほか、ございませんか。</p>

	議長代理	(なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 8 号「令和 2 年度普代村一般会計補正予算（第 15 号）」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	議長代理	(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 休憩がいいでしょうか。それとも 20 分、30 分くらい続けても。それじゃあ続けて行いますので、よろしくお祈いします。 次に、審査の方法について、お諮りいたします。 日程第 2 議案第 9 号から、日程第 5 議案第 12 号までの「特別会計補正予算」の 4 件につきましては一括上程し、説明を受けたのち、議案 1 会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	議長代理	(異議なし) ご異議なしと認めます。 それでは、そのように進めてまいります。 日程第 2 議案第 9 号「令和 2 年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」 日程第 3 議案第 10 号「令和 2 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 6 号）」 日程第 4 議案第 11 号「令和 2 年度普代村簡易水道特別会計補正予算（第 6 号）」 日程第 5 議案第 12 号「令和 2 年度普代村休養施設事業特別会計補正予算（第 3 号）」 以上、4 件を一括議題として、上程いたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。
	川向総務課長	一括上程されました、議案第 9 号から議案第 12 号についてご説明申し上げます。 (以下、総務課長説明、記載省略)
	議長代理	提案理由の説明が終わりました。 なお、皆さんに相談であります、議案ごとの審査は午後からとしたいんですが、いかがでしょうか。
休 憩	議長代理	(異議なし) それでは、ここで昼食のため一時休憩いたします。再開は午後 1 時としますのでよろしくお願いいたします。ご苦労さまでした。(11:49)
再 開	議 長	(議長、出席) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(13:00) 各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。

<p>令和2年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）</p>	<p>野場議員</p> <p>議長 道下住民福祉課長</p> <p>議長 野場議員</p> <p>議長 森田議員</p> <p>議長 道下住民福祉課長</p> <p>議長 森田議員</p> <p>議長 大上浩史議員</p>	<p>議案第9号「令和2年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の質疑を許します。</p> <p>9番野場義時議員。 9番野場です。4ページ、歳入の(一般会計繰入金)健康ポイント事業が45万円減額になっておりますが、これの実績はどのようになっているか教えていただきたい。当初予算はいくらだったかも併せてお願いします。</p> <p>道下住民福祉課長。 まず、健康ポイント事業の当初でございますが、当初におきましては、50万円の繰り入れを予定しておりました。内容につきましては、村の繰り入れ50万円ですが、一般会計からの分ということで国保分で50万円で、全体で100万円の参加者へのポイント付与による商品券を100人分ということで1万円×100人ということで、100万円でございます。国保分については、その2分の1の50万円を繰り入れる予定ではおりましたが、実績見込みといたしましては、現在10名ほどの、50ポイントの達成者がございましたが、今後の見込みも含めてその実績見込みとして45万円を減額し、5万円を所要額としてお願いするものでございます。以上です。</p> <p>9番野場議員。 了解しました。次年度、令和3年度も実施すると思われますので、できる限りこれを有効活用させるようにしていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。答弁はいりません。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>7番森田幸一議員。 7番森田でございます。先ほどの説明の歳入の中にへき地直営診療所運営費というようなのがあって、その辺の説明をお願いいたします。</p> <p>道下住民福祉課長。 お答えをいたします。国民健康保険特別会計においてですね、6ページの歳出となりますが、その件の質問かと思えます。直営診療施設勘定への繰出金を1,189万5,000円計上をさせていただきました。医科の勘定に1,002万3,000円ですね、歯科の方に187万2,000円でございます。こちらにつきましては、国民健康保険事業におきまして、へき地診療所に対するですね、赤字補てん分の許される繰り出しということで、その財源につきましては、特別調整交付金で入ってくるというものでございます。以上です。</p> <p>7番森田幸一議員 分かりました。ありがとうございました。</p> <p>3番大上浩史議員。 3番大上です。5ページの保険給付費が2億2,000万円という給付費がある訳ですが、これは県から見た場合、何番目くらいに大体率があるのか。なおかつ1人あたり、県平均下がっているのか上がっているのか、</p>
------------------------------------	---	---

令和2年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第6号)	議長 道下住民福祉課長	<p>そこら辺の比較はどういうものなのでしょうか。資料が今なかったり、持ち合わせがなかったら回答はいいです。なかったらいいと。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>療養費の県内のどれくらいかかっているかということでございます。</p> <p>(「2億2,000万かかっているのは分かる訳だから、県平均でどこら辺の状態なのか、1人あたりがどういう状態なのかをもし資料で分かったならば、分からないならいい」と大上議員)</p> <p>これが県の国民健康保険団体連合会で発行いたしました国保の実態、令和元年度によるものでございます。一般被保険者1人当たりの診療費というような項目がございますが、1人当たりの診療費です。県の平均が30万1,905円、普代村はちょうど平均に近い30万4,088円というようなところで、順位といたしましては、33市町村中の中間になりますので、15、16番目程度かなというふうに思っておりました。</p> <p>(「はい、了解しました」と大上議員)</p>
	議長	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第9号「令和2年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第10号「令和2年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第6号)」の質疑を許します。</p> <p>3番大上浩史議員。</p>
	大上浩史議員	<p>3番大上です。先ほどの関連もある訳ですが、今年度診療収入減というような、2年度は見込まれているようなことを事務長からいつかの機会に話しを聞いたことがあるんですが。そういう関連からいって、診療収入に対する2年度も県平均の保険料だということなんですが、そういった意味での差額というか、収入が若干人数的にも少ない、収入も従って少なくなる訳ですが、そういう意味での関連性についての説明をお願いします。</p>
	議長 坂下医科・歯科診療所事務長	<p>坂下診療所事務長。</p> <p>今年度の診療所の外来収入でございますが、予算からいって2,700万円ほど今回減額をしております。要因としては、コロナの影響というのは当然大きいと思います。それとやはり社保の方の収入も大きく落ちておりますが、社保の方は建設業の関係の方がやっぱり検診でもそうですし、普段の治療でもそうですが、やはり大分減っている状況にあります。来年度については、今年度の実績見込みも踏まえて、予算を立てている</p>

	<p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>訳ですが、いずれこのコロナがある程度収束しないとなかなか収入の方は伸びていかないのかなとそのように思っております。よろしいでしょうか、答えになっているかどうか、申し訳ございません。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>今事務長より、2,700万円の収入減だという報告があった訳ですが、これの逆算を言うならば、住民課長から聞く訳だけれども、結局これの何ぼうか分は先ほどの国保税の減があると思うんですが、そういう意味で2,700万円に関する国保税の減はどのようなふうになってますか。</p> <p>私の質問の内容が住民課長はぴんときてないようですので、もう一度言います。普代村の診療収入が2,700万円少なくなったということなんですよね、診療面から見れば。ということは、それこそ国保税の支払いも患者がストレートに今、事務長から言わせれば、2,700万円の赤字だということは、その金額もさることながら、人数も減っている訳ですよ。普代村の診療所から見れば。ということは、それこそ国保税の関係も少なくなっていかなければならないと思うんですよ。そこら辺の関連はどうなんだいと、逆の言い方をすれば、普代村の診療は少なくなったけども、久慈の県病に行った、宮古病院に行った、盛岡病院に行った、この国保税の比率が下がっていなければね、ほかの方の病院に回ったという逆の言い方もできる訳です。だから国保税の収入・歳入、支出がどうということになるんですかということを知っている訳です。まだ分かりませんか。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>すみません。ご質問の理解に時間がかかりました。ご質問の趣旨といたしますと、診療所での診療収入が減少になって、そして、国保特別会計における療養費の関係ということでよろしかったでしょうか。</p> <p>(「そうです」と大上議員)</p> <p>先ほどお認めをいただきました国保の特別会計において、一般被保険者療養費また高額療養費の増額をお願いしたところでございます。先月国保の運営協議会がございまして、その点でもですね、その会議の中で出されたんですけども、ここ近年の療養費の推移でございまして、29年度からの実績を見ていきますと…。</p> <p>(「私は今年度の2年度に関してだけ聞いている訳」と大上議員)</p> <p>まず、一般療養費でございまして、元年度の実績で2億2,800万円の支出でありました。療養費が。今年度においての見込みは、2億1,900万円ほどということで、療養費におきましても同率ということでもないんですけども、まず減少傾向と、やはりのコロナの影響がここにも見えているのかなというふうに分析はさせていただいております。以上です。</p> <p>(「私は数値的なことを聞いている訳。大ざっぱな内容でなく、ここに2,700万円減ということを知っているものだから、この関連性はどの程度かということを知っている訳です。数値的に」と大上議員)</p>
--	---	--

休 憩 再 開	議 長	<p>暫時休憩いたします。(13:17)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(13:31)</p> <p>3 番大上議員。</p>
	大上浩史議員	<p>今いろいろと説明があったので、私は個人的に納得をできない部分もある訳だけれども、そういうふうに県に移行になった保険料なものだから、そういうふうな方法だということであれば、認めざるを得ない関係がありますけれどもそこら辺は特に住民課長は、そこら辺の内容、具体的に県がどういう訳で普代村に対して 2 億 2,000 万円をそれこそ査定しているのか。</p> <p>それから、今言う逆な言い方をすれば、われわれが国保税を払っている内容との関連性で実際われわれが払っているのが 2 億 5,000 万円も払っていて 2 億 2,000 万円しか実際は、患者の保険料はなかったとそんなことはないとは思いますが、県がそれなりの平均でそれなりのプラスマイナスをやっているとは思いますが、そこら辺のやはりいきさつをいつかそういう資料があったならば、いつの月でもいい訳ですが、全協か何かの関係で、やはりそこら辺の仕組みを説明して、本年度はこういう歳入で歳出がこういう訳だ、何ぼう診療所が赤になろうと黒になろうと、それに関係なく、歳入歳出の関係がそういうふうな県単位でやっているよというような説明をいつか願いたいと思います。この件は終わります。</p>
	議 長	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 10 号「令和 2 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第 6 号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第 11 号「令和 2 年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第 6 号)」の質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 11 号「令和 2 年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第 6 号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	令和 2 年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第 6 号)	

<p>令和2年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第3号)</p>	<p>議長</p>	<p>次に、議案第12号「令和2年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第3号)」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第12号「令和2年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>黒崎地域活動拠点施設、黒崎農村広場施設及び黒崎農村公園の指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第6議案第22号「黒崎地域活動拠点施設、黒崎農村広場施設及び黒崎農村公園の指定管理者の指定について」を議題といたします。 本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥事件でありますので、2番金子泰男君の退場を求めます。 (金子議員退場)</p>
	<p>森田政策推進室長</p>	<p>当局の説明を求めます。 森田政策推進室長。 議案第22号につきまして、ご説明申し上げます。 (以下、政策推進室長説明、記載省略)</p>
	<p>議長</p>	<p>提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 3番大上浩史議員。</p>
	<p>大上浩史議員</p>	<p>3番大上でございます。私はここら辺の施設の内容について把握してないで質問する訳ですが、例えば農村施設とか、農村公園とかという恐らくこの中にはキャンプ場も含まれていると思うんですが、今私無料であると。管理を委託するんだけど、管理料は無料であるということになれば、それこそよくぞ黒崎の自治会の人たちが無料であそこら辺をそれこそ草刈りとかそういった施設を維持管理してくれるものだなというふうな思い、それからやはりこういうふうに指定するならば、特にもあそこら辺周辺はくろさき荘という施設がある訳なんでそういう意味で無料ということ、果たして十分な管理監督ができていいのか、そこら辺の経緯についてお伺いします。</p>
	<p>議長 山崎農林商工課長</p>	<p>山崎農林商工課長。 黒崎の農村広場と農村公園に関しましては、農林商工課の所管になっておりますので私の方からお答えをさせていただきます。まず農村広場施設ですが、これは黒崎の水道の配水池に行くところのマレットゴルフをやっているところが広場でございます、農村公園はそれに隣接する散策路とか池があるところでございまして、キャンプ場とかは別、農林商工課の方での地域の方々へ管理委託はしております。</p>

	<p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 柁屋村長</p>	<p>(「もう一回、農村広場は」と大上議員)</p> <p>農村広場が黒崎の配水池、旧学校を過ぎて墓所を過ぎたところから上がって行ったところの元グラウンドといえますか。農村公園はその奥にですね、農業の事業でやりましたか、散策路というか、ぐるっと回ってこれるようになっておりますが、あとは池もありますし、そちらの方を黒崎自治会に管理委託をお願いしております。あと過去においては、事業で若干経費が出る場合は軽油だったりとか、刈払機の刃をお願いして、刈払い等はボランティアでやっていただいているといったところがございます。</p> <p>(「拠点施設も」と大上議員)</p> <p>いえ、拠点施設は新しくできた集会施設でそちらの管理は課が違うんですけれども。経費は。</p> <p>(「キャンプ場は」と大上議員)</p> <p>キャンプ場は農林商工課で別管理でございます。これとは別でございます。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>冒頭で私内容が分からないということで聞いていた訳ですが、そういう部分では分かりましたが、それにしてもですね、今の説明の中には、地区の人たちがゲートボールも何ボールもやっている。自分たちで管理監督しろということなんですけれども、やはり5年も無料でね、そうは言ってもその都度5万円でも3万円でもかかった経費はお支払いしますよということになるだろうとは思いますが、基本的には無料だといえどもやはりこれは法律、村で決めているということなんですけれども。やはりここら辺も余裕を持った内容でやっぱりある程度は施設を維持管理してくださいねと、やはり内容によっては黒崎に関わらずですね、そういう意味ではやはり環境施設というか、かみ砕いて言うなら草刈りとかきれいにするとかという意味では、村長そこら辺はやはり考える要素があるよと、基本的には無料だけれども、基本的にはそういうことを考えていますということなのか、村長の答弁をお願いします。</p> <p>柁屋村長。</p> <p>お答えをしますけれども、具体的なこの公園にはこの施設にはといったものは持ち合わせてはおりませんが、いずれ例えば緑区の水道の付近の公園とか、頻繁にも機械が傷みやすかったりとか、刃が傷みやすかったりとか、そういった場所等も見ているにつけて、そういった部分の消耗品的な部分については、対応していかなければならないと思っておりますし、また今担当課長の方も黒崎の部分でお話したようなんですけれども、実際にはそういった消耗品の部分で対応しているところもございます。正式な管理料といったのでの定額的なことはやらないにしても、議員さんお話しのように自治体にかかる実情等も踏まえた中で、可能な消耗品的なものの支出については考えていかなければならないというふうな思いで今お</p>
--	---	--

<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>聞きをしました。あと、建物につきましては、今やっているのが、消防設備とか、いろんな法定の検査部分とか、そういったのは村が当然負担をしてやっておりますけども、建物についてもそういった部分があれば少し考えていかなければならないなというふうな思いでお話しお聞きしておりました。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>最後に一言言わせてもらいますが。あまりにも冠がいいものですかね、冠が拠点施設だとか農村広場施設だとか、それこそ黒崎農村公園とかいうそういう冠に値する維持管理、冠からすれば維持管理というのは当然かかるものだというふうに理解するものですから、こんな立派な冠でなければ、自治会にそれこそ委託して何とか自治会でいいようにやってくれやということなんでしょうけども、あまりにもこの冠が非常に普代村とすればいいものだから。やはりそれに値する維持管理は村がそれなりの補助も出して、この維持管理はすべきでないのかなという思いで話しをしておりますので、今の村長答弁のように、時と場合によってはそういうふうなとつびな支出を必要とするならば、黒崎に関わらずですよ、堀内でも茂市でも太田名部でもどこかにそういう維持管理をしなければならぬ施設があるならば、自治会であくまでもやれよ、自治会の経費でやれよということじゃなくして、やはりこういう立派な冠が付くのであればやっぱり村が責任を持った内容でなければならぬと思いますので、そういうことは考えてもらいたいと思います。以上です。回答はいりません。</p>
<p>議長 大上智議員</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>この指定管理についてですけども、結局各課に振り分けになっている訳ですけども、これはだいたい各施設なり公園は見回りっていうのをしている訳なんですかね。例えば今村長がしゃべった緑区の公園とか、あそこら辺も見てもらって、花がちょっと少ないようだが、花壇を作るかとかあとは遊具がだいぶ疲れてきているようだが安全な遊具をとというような見回りをしながらそういうのが上がってきて。管理を委託するばかりでなく、村でもある程度管理を頼んだ責任というか、随時じゃなくても、たまに見回りしながらの、担当課からの意見を集約してこれからの管理というか、その方法を考えていくというような姿勢であるでしょうか、お聞きします。</p>
<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきますが、正直、そこの管理している課によって、担当部署によってよく見回って歩いて逆に草が伸びてきたなどお願いしたり、一緒にやりましょうと言ってやっている課もあつたり、あとは何かしゃべられないと、正直そこまで黙っているといったようなこともあります。議員さんがおっしゃるように、やっぱり指定管理はいただ</p>

	議 長	<p>くんだけれども、本家本元の責任は責任で果たさなければならない部分が当然ある訳でございまして、そこら、今お話しをいただいた主旨に対して、今後課長会議等で話し合いをしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」と大上議員)</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 22 号「黒崎地域活動拠点施設、黒崎農村広場施設及び黒崎農村公園の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>金子泰男君の入場を許可します。</p> <p>(金子議員入場)</p>
	議 長	<p>次に、審査の方法について、お諮りいたします。</p> <p>日程第 7 議案第 16 号から日程第 21 議案第 31 号までの「指定管理者の指定について」の 15 件につきましては、一括上程し説明を受けたのち、各議案ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第 7 議案第 16 号「普代村立普代社会体育館及び普代村自然休養村管理センターに係る指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 8 議案第 17 号「普代村デイサービスセンター及びくろさき小規模多機能ホームの指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 9 議案第 18 号「萩牛地区地域特産品生産施設の指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 10 議案第 19 号「普代村高齢者活動施設及び普代地区ふれあい公園の指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 11 議案第 20 号「普代村郷土文化保存伝習施設の指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 12 議案第 21 号「普代村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 13 議案第 23 号「堀内机農村公園、堀内机地区構造改善センター、堀内地区漁村センター及び沢内地区コミュニティセンターの指定管</p>

		<p>理者の指定について」</p> <p>日程第 14 議案第 24 号「芦渡地区多目的集会施設及び落合地区多目的集会施設の指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 15 議案第 25 号「力持地区多目的集会施設の指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 16 議案第 26 号「白井地区漁業研修施設の指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 17 議案第 27 号「鳥居地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 18 議案第 28 号「普代村観光センターの指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 19 議案第 29 号「太田名部地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 20 議案第 30 号「旭日区地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」</p> <p>日程第 21 議案第 31 号「茂市地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」</p> <p>以上、15 件を一括議題として、上程いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>議案第 16 号については、菅野教育次長。議案第 17 号道下住民福祉課長。議案第 18 号～25 号山崎農林商工課長。議案第 26 号大村建設水産課長。議案第 27 号森田政策推進室長。議案第 28 号山崎農林商工課長。議案第 29 号～31 号森田政策推進室長。以上の順で説明を願います。</p> <p>菅野教育次長。</p> <p>ただ今上程されました、議案第 16 号につきましてその内容をご説明申し上げます。</p> <p>(以下、教育次長説明、記載省略)</p> <p>議 長 議案第 17 号について、道下住民福祉課長。</p> <p>道下住民福祉課長 それでは上程されました、議案第 17 号につきましてその内容をご説明申し上げます。</p> <p>(以下、住民福祉課長説明、記載省略)</p> <p>議 長 次に、山崎農林商工課長より議案第 18 号～25 号をお願いします。</p> <p>山崎農林商工課長 それでは、ただ今上程されました、議案第 18 号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>(以下、農林商工課長説明、記載省略)</p> <p>議 長 議案第 28 号、山崎農林商工課長。</p> <p>山崎農林商工課長 続きまして、議案第 28 号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>(以下、農林商工課長説明、記載省略)</p> <p>議 長 次に、議案 26 号大村建設水産課長、説明を願います。</p> <p>大村建設水 それでは、ただ今上程されました、議案第 26 号についてご説明いたし</p>
--	--	---

<p>普代村立普代社会体育館及び普代村自然休養村管理センターに係る指定管理者の指定について</p>	<p>産課長 議長 森田政策推進課長 議長</p>	<p>ます。 (以下、建設水産課長説明、記載省略) 次に、議案第 27 号及び 29 号～31 号まで、森田政策推進室長説明願います。 議案第 27 号につきましてご説明申し上げます。 (以下、政策推進室長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。 議案第 16 号「普代村立普代社会体育館及び普代村自然休養村管理センターに係る指定管理者の指定について」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 16 号「普代村立普代社会体育館及び普代村自然休養村管理センターに係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>普代村デイサービスセンター及びくろさき小規模多機能ホームの指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 議案第 17 号「普代村デイサービスセンター及びくろさき小規模多機能ホームの指定管理者の指定について」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 17 号「普代村デイサービスセンター及びくろさき小規模多機能ホームの指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>萩牛地区地域特産品生産施設の指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 議案第 18 号「萩牛地区地域特産品生産施設の指定管理者の指定について」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 18 号「萩牛地区地域特産品生産施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>

<p>普代村高齢者活動施設及び普代地区ふれあい公園の指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p>	<p>(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 次に、議案第 19 号「普代村高齢者活動施設及び普代地区ふれあい公園の指定管理者の指定について」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 19 号「普代村高齢者活動施設及び普代地区ふれあい公園の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>普代村郷土文化保存伝習施設の指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p>	<p>(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 議案第 20 号「普代村郷土文化保存伝習施設の指定管理者の指定について」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 20 号「普代村郷土文化保存伝習施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>普代村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について</p>	<p>議長 中上議員</p>	<p>(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 次に、議案第 21 号「普代村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について」の質疑を許します。 6 番中上一登議員。 6 番中上です。産直とりも会の産直施設ですけれども、以前青の国が設立当時にこういった産直も一緒に青の国・駅前で販売できないかということをご提案した記憶がございます。いろいろと商品特産品開発とか何とかやっておりますけれども、実際ここでどういったものを売っているのか私もあの当時と変わっているのか分かりませんが、いつも野田の駅を通るたびに、あそこで地元のこういった方々が作ったいろんな種類のまんじゅうとかあるんですけども、いつも結構売れているように見受けられております。そういったものを当時産直とりも会の方では、そんなに生産できないのかというような話もあつたんですね。生産できないのであれば、そういう作り方を指導してもらって、そういう体制を村で作って青の国で売ってもいいんじゃないかというような提案をし</p>

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>た記憶があります。今でもまだその可能性はできないのかどうかですね、非常にもったいないと思うんですよね。前に聞いたときは産直とりも会、遠くの方から買いに来てほとんど午前中で売り切れてしまうと、もう予約販売のような感じになっているところがあるというふうに聞いたことがあるんですよね。ですから、高齢的な問題もあるのかどうか分からないんですけども、そういったのを作る指導を受けてもらって、もうちょっと多めに作る態勢を青の国なり行政なりで後押しして、サポートできないものなのかなというふうに、今でもそういった思いもあるんですけども。そういったことは考えの中にはないのかどうかね、駅前のいろんな商品、確かに地元のものもあるんですけども、全部きれいに包装されて華やかでいいんですけども、ああいった手作りっぽいのがあってもいいんじゃないかなと非常にいつも思っているんですけども、どのように社長はお考えでしょうか。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。村としてもあるいは駅の施設を管理するものとしても、やっぱり産直とりも会さんで出品をする物には魅力があるというふうにお話のように思っておりましたし、あと昨日、一般質問でもご指導をいただいたように普代ならではの物というか、昔からの物といったものを観光客の方も好むといったようなことをございます。今でもやっぱりできれば、出してもらいたいというふうな思いではあります。そういった中で2カ所では出すのに大変だとか、作るもの大変だといったようなことを言われてきておまして、最近5月になるか、6月になるか一応オープンと、新しい体制でオープンというふうなことの中で、どういうふうに思っているのかなといったようなことを道路も変わるの、ということに係の方に聞かせてみているんですけども、まだ現状の日数等で続けてみたいと。そして状況を見たいというような感じに係で受け取っているようでございまして、そこらは尊重しながらも、やはり少し先々に変化があることも、相談をしながらできれば半年、あるいは1年先あたりには状況をよく見ながら、駅の方に移っていただいてというふうな取り組みになればいいなというふうな感覚であります。ただ規模的なことで村としてあるいはあそこの道の駅の指定管理者として、無理にとかそういったことではございませんけども、思いはそういうふうに思っておりました。</p> <p>6番中上議員。</p> <p>何とか少しでも駅前でやってもらえるようにサポートの方向でどのようなサポートができるのか、ちょっと私も分からないですけども、サポートをできる体制で、向こうの方々が少しでもそれだったらいいかなという条件を出しながら、大きな街ではないので、そこの産直に来ているお客さんはそうすると駅の方へも呼び込めるし街なかにももしかすると呼び込める可能性もありますので、やっぱりばらけなくて、おそ</p>
	<p>議 長 中上議員</p>	

		<p>らく道路状況が変わっても、もともとそんなに便利なところじゃないので、道路状況が変わっても来るお客さんは行くと思うんですよ、ファンの方は。少々のことでは。だから何とか一緒に、活動できるような態勢で持っていければと思いますので、例えば今すぐじゃなくでも、何回かに1回はこっちに出してもらえようなかたちで協力してもらえないかとか、そういうときはこちらから青の国の方から商品を集めにいきますよとかですね、あまり手をわずらわせないようなかたちでサポートしていきながら一緒にやれる方向でやってもらいたいと思いますので、何とかそこら辺のご努力をお願いしたいと思います。以上質問を終わります。</p>
	<p>議長</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第21号「普代村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>堀内机農村公園、堀内机地区構造改善センター、堀内地区漁村センター及び沢内地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>	<p>次に、議案第23号「堀内机農村公園、堀内机地区構造改善センター、堀内地区漁村センター及び沢内地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」の質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第23号「堀内机農村公園、堀内机地区構造改善センター、堀内地区漁村センター及び沢内地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>芦渡地区多目的集会施設及び落合地区多目的集会施設の指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>	<p>次に、議案第24号「芦渡地区多目的集会施設及び落合地区多目的集会施設の指定管理者の指定について」の質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第24号「芦渡地区多目的集会施設及び落合地区多目的集会施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>

<p>力持地区多目的集会施設の指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p>	<p>(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 議案第 25 号「力持地区多目的集会施設の指定管理者の指定について」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし)</p>
<p>白井地区漁業研修施設の指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 25 号「力持地区多目的集会施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>白井地区漁業研修施設の指定管理者の指定について</p>	<p>大上浩史議員</p>	<p>議案第 26 号「白井地区漁業研修施設の指定管理者の指定について」の質疑を許します。 3 番大上浩史議員。 3 番大上です。この指定管理についての関連でございますけども、総務課長に考え方を伺いたいと思います。白井に関わらず、堀内とか太田名部とか黒崎とかという公民館イコール避難所と通称言われる訳です。当然、最近造った公民館というのはガス水道付きと。イコール避難所ということ兼務している訳です。ついては、最近も大きな山火事があって、避難命令が出たというふうな最近の事例もありますし。思いもかけない津波がくるのか洪水が来るのか、各どんなことが事故が起きるのか、地区の公民館イコール避難所という設定でもって、われわれは防災対策の一環として考えている訳です。ついては私は公民館の中に米というか玄米というか、差し当たっておにぎり・おつゆ程度が作れるような防災対策の一環として、備蓄いろいろ本部なら本部、あるいは堀内にあるような備蓄倉庫にそういうのは当然、今備蓄している訳ですが、せっかく公民館がそういった黒崎とか堀内とか白井とかという各地点、鳥居とか茂市とかそういう全体でなくても、少なくとも 5 カ所か 6 カ所に単純な地区の 50 人なら 50 人、人数に合わせた備蓄というのが最低限必要ではないのかなど。事故が起きれば、役場の方から本部の方からおにぎりは提供しますよ、というのが前提である訳ですけども、想像できない、想定外の太田名部なら太田名部の洪水があつて、差し当たって道路が不通になるというのも考えられないけども、1 日か 2 日おにぎりをその地区で我慢をするというような、最低限の米が 3 カ月もてるのか、玄米が 1 年もてるのか、米・味噌・醤油、そういった冷蔵庫というか、そういうのが俺は将来的に必要だと思うんですが、そういう意味で総務課長の防災対策の一環として備蓄倉庫以外にそういった地区の備蓄というの</p>

	<p>議長 川向総務課長</p>	<p>は考えられないのか、考え方をお伺いします。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>各地区への備蓄品への考え方ということの質問かと思います。まず村の指定の避難所といたしましては、各災害によって避難所をこういうふうを設定しております。津波とかそういった大きいものにつきましては、役場あるいは管理センターとB&Gとか、洪水であってもそういったところは対象ですけども、あとのところでも地区の集会所的なところもみんな避難所にはしておりますけども、それらにつきまして、まず災害があった場合は、全部のところを避難所として開設するというようなことは現在のところはいたしていないような状況であります。というのも、なかなかそこに配置できる職員とかそういったものが、大きな災害等があってもなかなか難しい点がありますので、それらについては、今後は消防の方の協力隊さんとかと協力しながら、各避難所を運営していくというようなかたちでの運営について取り組みを今現在行おうとしておるところでございます。</p> <p>また、それらについての備蓄品をそれぞれ配備するというそういう考えでございましたけども、今のところ食料品的な物の配備というものはですね、今のところ考えていないような状況であります。そのほか同僚議員さんからもいろいろそういったご提言があって、毛布とかそういったものについては配備してもいいのではないかなというような、そういうふうなご提言もいただいております。現在のところはある程度、こういった災害においてこういったものが必要なかという部分では、ある程度の配備というものは今現在は検討はさせていただいておりますけれども、まだ配備については行っていないような状況でもあります。ということで、各地区におきましても、こういった対応をするのかというような検討もですね、これから訓練なりなんなりもしていかなければならないところでもございますし、こういった配備ができるのかというところにつきましても、もうちょっと内部でも吟味しながら、そこは考えていきたいというふうには思っておるところではございません。以上です。</p>
	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>3番大上議員。</p> <p>当然、総務課長が公務員的な回答をするだろうなという前提で私は言っている訳ですけども、だがしかし、今現在のことを考えれば、少々防災に関しては、各堀内・黒崎は大丈夫だろうと、普代も大丈夫だろうというふうな思いはありますけれどもね、ただこの災害に関しては信じられないような考えられないようなことがある訳です。せっかく今では太田名部にしろ黒崎にしろ立派な公民館を造っている訳ですよ。黒崎にもし万が一そういう災害があった場合には、あそこの道路は完全に封鎖される訳ですよ。かつてのシーサイドラインあるいは大沢からは行けないけども、向野場から行かなければならない、向野場の道路も全然うま</p>

鳥居地域活動拠点施設の指定管理者の指定について		<p>くない。結局、田野畑を經由しなければならないと、黒崎なんかは極端にも目に見えた防災に関しての交通遮断というのが考えられる訳です。仮に高速が今度出て安心なような気がするけども、堀内なら堀内地区、沢地区にもしも何か事故があって、堀内大橋がストップになったということになれば、どこからもあそこまでは、行けないというような事例もない訳ではないですので、だから今考えればそんなのはあり得ないなと思いますけどもね、だがしかし、せっかく立派な公民館をああいうふうにはガス水道付きの公民館、冷暖房付きの太田名部なんかそういった施設も造ってある訳です。だったら、そういう思いがけない想定外の事故のためには、たった米1斗やって味噌・醤油やったところに10万円か20万円そこそこの金額的な面はそうだと思うんです。だから、普段の状態のときには考えられないけども、やはりそれを1年に2回くらい融通するとか、ただそれを保管・管理監督するための冷凍庫なのか冷蔵庫なのか、その施設にやはりうん百万っていうのは総体的にはかかるとは思いますけども、1回にはね。だけでも今いまでなく長期計画でもって、今回は黒崎にそれこそ200万円相当の施設を造る、次は堀内に200万円相当のを造るというような年次計画でもって、せっかくのああいう立派な公民館を利用する、災害対策って全国一斉にやっている状況の中においてそういうのも将来的に考えられると思うんです。ぜひとも、今い今年、来年やれとは私言いませんけども、ただそういうのを念頭において、想定外の災害対策というのを将来的に考えますよということを総務課長はあと3年なのか5年なのか分からないけども、ぜひとも総務課長が在職中にそれができるようなことをお願いして質問を終わります。</p>
	議 長	<p>ほかに、ございませんか。 (なし)</p>
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第26号「白井地区漁業研修施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
	議 長 金子議員	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 議案第27号「鳥居地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」の質疑を許します。 2番金子泰男議員。 2番金子でございます。ここの地域活動拠点施設の指定管理の部分で、全体的な部分でお聞かせをいただきたいなと思います。われわれ指定管理として村から立派な集会施設といったような建物を造ってもらってそこでいろいろな行事あるいは会議等開いている訳でございます。その中で器具機材がある訳ですが、そういった部分がどの程度破損あるいは</p>

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>故障になったならば元の村の施設であります村としてやってくれるのかなといったような部分を決まりという部分がない訳ですから、そういった部分を決まりとしてもっていただければ非常にありがたいなというように思います。と言いますのは、われわれの施設は1年たつ訳ですが、いろいろな、やっぱり1年たてばドアが閉まらなかったりとか、あるいは水道が凍るとか、今の新しい施設で水道が凍るというのは、まず自分から考えれば考えられないといったような部分で質問させていただいておりますけれども、やっぱりそこら辺が指定管理を受けている地区が全部・全面的に対応しなければならないのか、どのような部分まで指定管理の部分の範囲であるのかといったような部分がある訳です。そういった心配がある訳ですが、やっぱり新しい建物はこれからも建っている訳ですが、建ったら建てた大工さんでも建設業でも1年たったら見てもらえるといったような、入札がいいのかな、いろいろ相談をするときにも村と1年間はいろいろな補償対象なんだよとかといったような部分があれば非常にありがたいなといったような部分があります。元栓を止めても凍ると、もう2回目ですが、非常に困っているといったような部分がある訳ですが、いずれそういった部分はどの程度まで、管理者が見るのかといったような部分と、これから今後村としてそういった部分をどの程度まで村で補償といいますか、見てあげるのかといったような部分の取り決めがあれば非常にありがたいかなというように思いますが、よろしく担当課の方はお願いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをいたします。いろんな施設がありますし、公民館的な部分でもいろんな課で担当していますので私からお話しをさせていただきますが、いずれ私が想定する部分では、例えばトイレトペーパーとか、洗剤とかといったような物のあれは地区でやっていただければいいですし、あと何かの風でもないでしょうが、ガラスが壊れても今は高いですので、そういったのは村にしゃべっていただければ。あと、水の取水栓の調子が悪くてといったのは、常々使ったら管理をしていっていただく中でもし凍結とか出た場合には、それは故意にやったとかそういうものではないので、村の方にしゃべっていただければ、それはそれで対応もしていくというふうに思っています。</p> <p>あとは、確かに普通の家だと1年くらいたてば戸が閉まらなくなったり不具合が出るよということで、大工さんが逆に来てくれてといったようなことであれだけども、そういう面のお手伝いが村の方に不足しているのであれば、話しをして、まだ無料で見ていただけたところにはそういった対応をしますし、あるいは徐々に10年くらいたって、一斉に見た方がいいなというふうな施設等はそれぞれ順次に対応していければというふうに思っております。一例的にルール決めというのはできると思うんですけども、この部分とこの部分といったのはなかなか難しいなと</p>
--	--------------------	--

<p>普代村観光センターの指定管理者の指定について</p>	<p>議長 金子議員</p>	<p>いうふうなことで思っておりますが、まず可能かどうかも含めて相談もさせますけども、いずれ私が今お話ししたような部分の中で村がそれこそ持ち主で、しかもそれを使っただいて地域の活動とかそういったものを活発にしてくれというお願いもしながら指定管理を依頼もしているといった立場での村のスタンスというのはしっかり持って取り組んでいきたいというふうに思っておりました。</p> <p>2番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。やっぱりわれわれは地元の施設というのは、何か故障があり、不具合があれば地元の業者を呼んで、何回となく見てもらっているんです。やっぱり施工していない人から頼む・お願いするというのも非常に大変だと水道もそのとおり、誰がやったんだいといったような部分もある訳ですが、そういった部分でやっぱり1年たったならばメンテナンス、サービスの部分として、一通り、ドアが閉まらないとかそういったところは、見てもらっても何も問題がないのではないかとといったような部分。そうでなければやっぱり地区として担当課に言うてお願いをするといってもなかなか1回くらいだといいいけども、次々とくればとんでもなく大変だといったような部分があります。そういった部分がある訳ですので、何とか今後はやっぱり施工した人から1年たったならば、決まりとして、メンテナンスをしてあげるんだよといったような部分があってもいいのかなといったような思いがいたしますので、何とかよろしく進めていただきたいなと思います。終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第27号「鳥居地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>(「議長、休憩」と大上浩史議員)</p> <p>次に、議案第28号「普代村観光センターの指定管理者の指定について」の質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第28号「普代村観光センターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>太田名部地域活動拠点施設の指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 休憩の声もありましたが、もう少し続行します。 議案第 29 号「太田名部地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 29 号「太田名部地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>旭日区地域活動拠点施設の指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 議案第 30 号「旭日区地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 30 号「旭日区地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>茂市地域活動拠点施設の指定管理者の指定について</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 議案第 31 号「茂市地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」の質疑を許します。 ございませんか。 (なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 31 号「茂市地域活動拠点施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>休憩再開 負担付きの寄附を受けるこ</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 ここで、(午後)3 時 10 分まで休憩といたします。(14 : 53) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(15 : 10) 日程第 22 議案第 32 号「負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについて」を議題といたします。</p>

<p>とに関し議決を求めることについて</p>	<p>川向総務課長 議長 野場議員 議長 川向総務課長 議長 森田議員 議長 川向総務課長 議長 森田議員 議長 川向総務課長</p>	<p>当局の説明を求めます。 川向総務課長。 それでは、上程されました議案第 32 号についてご説明をいたします。 (以下、総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 9 番野場義時議員。 9 番野場です。確認だけで教えていただきたいと思います。取得価額があるんですが、残存価額から 11 万 330 円くらい減になっているんですけども、取得価額は残存価額分以外は三国さんからもらうんですか。それだけ教えてください。 川向総務課長。 この部分につきましては、もともと村の資産となっている分でありますので、その分の減価償却になっている部分でございまして、三国さんからもらう部分ではございません。今回の工事につきましては、災害復旧費ですので、事業区分からすれば修繕費に当たる部分でございまして、この工事にかかる部分の増減ということはないというふうには三鉄さんからは聞いておるところでございまして。 (「分かりました」と野場議員) ほかに、ございませんか。 7 番森田幸一議員。 お伺いしますが、具体的にはこの用地はどこどこが指定というか、表している部分はどこということがありますか。 (「すみません、もう 1 度」と川向総務課長) 寄附を受ける場所というのは、具体的にどこということのは指定になっているものなのか教えてもらいたいです。 川向総務課長。 この分につきましては、普代村の村地内の被災箇所 5 カ所分の部分でございまして、1 カ所目は田野畑と普代駅間のところに 2 カ所。あとは白井海岸駅の付近と同じく堀内大橋を渡りまして、堀内駅の手前のところのトンネル付近。あとは、堀内駅から玉川駅間の村の部分の工事箇所の 5 カ所部分について、その分が災害復旧工事をなされた部分ということで、その分のところの工事分ということになります。 7 番森田幸一議員。 その箇所を議案書に特定して書かなくてもいいものなんですか。それとも資料をもう少し今説明にあった場所が、あまり問題にはならないと思うんですけども、議案資料・その他でわれわれが分かるような、分からなくてもいいものなのか、その辺もちょっとお伺いします。 川向総務課長。 それでは、被災箇所位置図の概要図と写真の部分がございまして、</p>
-------------------------	---	--

財産の貸付け に関し議決を 求めることに ついて	長	その部分を添付させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
	議長 森田議員	7番森田幸一議員。 よろしく申し上げます。それと議案書にそれが添付されなくても別に問題がないものなのか、それもお願いします。
	議長 榎屋村長	榎屋村長。 議案そのものは、寄附をあれする財産の明細があればそれで整うということと理解しておりますので、箇所別とかそういったものはお話しのように、よくこの議案を分かるというか承知するには必要だということ参考として付けさせていただければと、配布させていただければというふうに思います。
		(「分かりました」と森田議員)
	議長	ほかに、ございませんか。
		(なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第32号「負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
		(異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第23議案第33号「財産の貸付けに関し議決を求めることについて」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。
	川向総務課長	議案第33号「財産の貸付けに関し議決を求めることについて」でございます。 (以下、総務課長説明、記載省略)
議長	説明が終わりました。 これより、質疑を許します。	
	(なし)	
議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第33号「財産の貸付けに関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。	
	(異議なし)	
議長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第24議案第34号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。	
辺地に係る公共的施設の総		

合整備計画の変更について		<p>当局の説明を求めます。</p> <p>森田政策推進室長。</p> <p>ただ今上程されました、議案第34号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>(以下、政策推進室長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	森田政策推進室長	
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第34号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」</p>
	議 長	<p>は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
令和2年度その他村道普代茂市線道路災害復旧工事(1災319号)の請負契約の締結に関し議決を求めることについて		<p>日程第25議案第35号「令和2年度その他村道普代茂市線道路災害復旧工事(1災319号)の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥事件でありますので、5番古沼和也君の退場を求めます。</p> <p>(古沼議員退場)</p>
	議 長	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p>
	大村建設水産課長	<p>それでは、ただ今上程されました議案第35号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、建設水産課長説明、記載省略)</p>
	議 長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>7番森田幸一議員。</p>
	森田議員	<p>ただ今の説明の中で村内5社の入札によりとありましたけれども、5社の社名をお知らせ願います。</p>
	議 長	<p>大村建設水産課長。</p> <p>村内に事務所を置いている業者5社でございますが、古沼建設・株式会社中村建設・有限会社普代土木・株式会社エスエステック・株式会社晴山石材建設の以上5社になります。</p>
	大村建設水産課長	<p>(「分かりました」と森田議員)</p>
	議 長	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>6番中上一登議員。</p>
	中上議員	<p>6番中上です。村内業者が村内の工事をするというので非常によかったなと思っている訳ですけども、ただ議員である役員がいるということ</p>

		<p>であらぬ伺いをかけられても何ですので、議会でこういったこれに対する疑いをかけられないためにも、法的な部分でどうであるのかしっかりとしたことをお聞きしたいなというのがありまして。議員必携にもある訳ですけれども、地方自治法の92条の2に議員の兼業禁止というのがある訳ですが、素人として読む分にはどう解釈していいのか分からない部分が多くありまして、例えば概要の92条の2の中で「取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべきものは禁止条項にあたる」というように書いてあるんでどう解釈すればいいのかなど。あと、議員必携の中に請負に関しても同じようなことが書いてあるんですけど、「請負に該当するかどうかについては、その関係が経済的あるいは営利的であること、継続的または反復的であること等が判断の基準とされる」というようなこういったことが書いてあるんですけども、村長の見解として、はっきりとこれは大丈夫ですよというようなところを聞かせていただければ、われわれも議員ですので、聞かれたりしたときに自信をもって答えられるということがありますので、そこら辺を分かるようお願いしたいと思います。</p> <p> 梶屋村長。</p> <p> お答えをいたします。兼職にあたるかどうかといったようなこと、個々の役回りというかにも関わりますし、それは具体的なことでの判断もされるといったようなことをされる状況もあるといったようなことの認識でおりまして、議員さんの兼職について私が当たる当たらないといったようなことに関しても判断すべきかどうかといったことには自信が今現在ございません。従って、今回答できないというふうなことでございますし、できればですね、こういった部分は議員さん本人がしっかりと自分が所属する事務局等から過去の判例等々を含めてお聞きになって、議員さん自らが判断していくべきものというふうにも思うところであります。以上でございます。</p> <p> 6番中上議員。</p> <p> そうなんですか。要するに入札を受ける側、村・行政側もそれを分かった上で入札をして、ほぼ確実に大丈夫だよというような中たちの中で入札というのはするべきなのかなというふうには個人的にはそう思っていたもので、回答できないという回答にはちょっとびっくりしたんですけども。ある意味で、最終的には本を読んでいけば、それを決定するのは、例えばこれは請負禁止に当たるよとなった場合には、議会の中で決めるものだよと、3分の2以上の賛成多数でというような決まりがあるんで、ある意味では、今村長が言ったのが全く当たらない訳ではないんですけども、ただ行政側として、入札者として確実に大丈夫であるという確信の下にやっている訳じゃないということは、結果として、1つの判例として入札を受けた側にもそれなりに関係性を分かっているがらにして受けるのは、行政側にも問題があるんじゃないかというのもあるんですよ。</p>
	<p>議 長 梶屋村長</p>	
	<p>議 長 中上議員</p>	

林道堤線災害復旧（1号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めるところについて	議 長 梶屋村長	だからまったく関係がない訳じゃないんですけども。お願いします。 梶屋村長。 入札の取扱いでございますけれども、仮に入札をして誰かが落札をしたとしても、それがおそらく事業を全体としてシェアという表現はあれなんですけれども、5割以上であるかどうかというのは、指名する段階とかあれでは判断できないことにもなりますし、例えば村内の業者であれば主に村の公共的な仕事が多いなといったことまでは当然に把握というか考える訳ですけども、具体的に確実に仮にもし現職の部分にあたった場合でも5割を超えるといったようなことのある時点では定かでないことにもなりますし。そこら非常に微妙な中で、先ほど言ったようなことで答えはこっちの判断はできないというふうなかたちというふうに今のところは思っていました。
	議 長 中上議員	6番中上議員。 さっき勘違いしたのかもしれませんが、議員さん本人がということは、入札する本人が議員という意味ですね。自分のことだと思って勘違いしておりましたけども。これは村長にそう言われれば私も困ってしまうんですけども、法律的な専門的な問題なんで素人の私がどうのこうのと言っても分かりませんが、そこら辺のところを実はこうなんですよと村長にバシッと行ってもらえるのかなというのを期待して質問したんですけども、分かりました。これ以上私が突っ込んであまりにも専門的すぎるので、これ以上は言い分も言うこともできないので、一応分かったということで以上で質問を終わらせていただきます。
	議 長	ほかに、ございませんか。
	議 長	（なし） なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第35号「令和2年度その他村道普代茂市線道路災害復旧工事（1災319号）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	議 長	（異議なし） ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第26議案第36号「林道堤線災害復旧（1号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 大村建設水産課長。
	大村建設水産課長	それでは、ただ今上程されました議案第36号についてご説明いたします。 （以下、建設水産課長説明、記載省略）
議 長	提案理由の説明が終わりました。	

<p>休憩再開 普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p>	大上智議員	<p>これより、質疑を許します。 4 番大上智議員。 何回説明を聞いても分からなかったんですけども、議案第 36 号の堤線は、結局前の陸中製材、今の普代漁協の第 3 ふ化場のところから茂市に向かっていく道路のその線の普代茂市線の枝線というか、結局グリーンロードに抜ける線のこと。結局あそこの枝線全部の分ですか、この工事分は。それとも、まだ一部の工事ということですか。その辺をお願いします。</p>
	議長 大村建設水産課長	<p>大村建設水産課長。 林道堤線の災害復旧は全 5 カ所ございます。そのうち、4 カ所については、すでに完了してございます。今回施工箇所は、先ほど議会でご承認いただきました、普代茂市線側のいわゆる陸中製材側に近い方の箇所になります。鳥居に近い方については、すでに 4 工事分完了してございます。以上です。</p>
	議長	<p>ほかに、ございませんか。 (なし)</p>
	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 36 号「林道堤線災害復旧（1 号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 古沼和也君の入場を許可いたします。 (古沼議員入場)</p>
	議長	<p>暫時休憩いたします。(午後)4 時まで休憩といたします。(15:51) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16:00)</p>
	榎屋村長	<p>日程第 27 議案第 37 号「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 榎屋村長。 議案第 37 号について説明をさせていただきます。 (以下、村長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。 議案の性格上、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。 この採決は起立採決で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

<p>普代村教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて</p>	<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第 37 号「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、原案に同意することに賛成の方は、起立願います。 (起立全員) ありがとうございます。起立全員でございます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。 次に、日程第 28 議案第 38 号「普代村教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて」を議題といたします。 三船教育長には、退席をお願いいたします。 (三船教育長退席) 議長 当局の説明を求めます。 榎屋村長 議案第 38 号について説明をいたします。 (以下、村長説明、記載省略) 議長 提案理由の説明が終わりました。 議案の性格上、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。 この採決は起立採決で行いたいと思いますが、これにご異議をございませんか。 (異議なし) 議長 ご異議なしと認めます。 それでは、お諮りいたします。 議案第 38 号「普代村教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて」、原案に同意することに賛成の方は、ご起立願います。 (起立全員) 議長 起立全員でございます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
<p>休憩</p>	<p>議長</p>	<p>暫時休憩します。 (16 : 06) (三船教育長入場)</p>
<p>再開</p>	<p>議長 三船教育長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (16 : 08) 三船雄三氏に通告いたします。本議会は、あなたが普代村教育委員会教育長に任命されることに同意いたします。ご挨拶をお願い申し上げます。 議長から発言の機会をいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきたいと思います。ただ今私の教育長の任命に関し、議員皆様全員からの同意をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。もとより、浅学菲才は自他ともに認めるところでございます。思えば何も分からずに悩みながら学んだ 1 期目、そして少しずつ分かってきて苦しんだ 2 期目だったかなというふうに思います。コロナ禍の中今までとは違った舵取りが必要になるのだろうとは思いますがこの 3 期目もリスクを恐れず前に進みながら、本村の教育の推進のため、微力ながら全身全霊を</p>

		<p>かけて進んでまいりたいと思いますので、今後とも皆様のご支援・ご協力を賜りますこと心からお願い申し上げまして、簡単ですが私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>ここで審査の方法について、お諮りいたします。</p> <p>日程第 29 議案第 1 号から、日程第 35 議案第 7 号までの令和 3 年度予算案 7 議案を一括上程いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長		<p>ここで審査の方法について、お諮りいたします。</p> <p>日程第 29 議案第 1 号から、日程第 35 議案第 7 号までの令和 3 年度予算案 7 議案を一括上程いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長		<p>ご異議なしと認めます。よって、</p> <p>日程第 29 議案第 1 号「令和 3 年度普代村一般会計予算」</p> <p>日程第 30 議案第 2 号「令和 3 年度普代村国民健康保険特別会計予算」</p> <p>日程第 31 議案第 3 号「令和 3 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計予算」</p> <p>日程第 32 議案第 4 号「令和 3 年度普代村簡易水道特別会計予算」</p> <p>日程第 33 議案第 5 号「令和 3 年度普代村休養施設事業特別会計予算」</p> <p>日程第 34 議案第 6 号「令和 3 年度普代村漁業集落排水事業特別会計予算」</p> <p>日程第 35 議案第 7 号「令和 3 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計予算」</p> <p>以上、議案第 1 号から議案第 7 号まで、7 議案を一括上程いたします。当局の説明を求めます。なお、説明は概要についてお願いいたします。</p> <p>川向総務課長。</p>
川向総務課長		<p>それでは、一括上程されました、令和 3 年度一般会計並びに各特別会計予算案 7 議案につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p>
議 長		<p>総務課長、ちょっと待ってください。</p> <p>ただ今、会議時間まもなく終了の時間となりますが、説明中のため会議を続行いたします。</p> <p>説明を続けてお願いします。</p>
川向総務課長		<p>大変申し訳ございません。説明を進めさせていただきます。議案第 7 号「令和 3 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計予算」。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p>
議 長		<p>令和 3 年度の普代村一般会計予算並びに 6 特別会計予算の概要説明が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今、一括上程しております、令和 3 年度予算案 7 議案の審議につきましては、当職を除く全員をもって構成する「予算特別委員会」を設置し、この委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長		<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、当職を除く、全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、</p>

散 会
(17:04)

議案第1号から議案第7号までの令和3年度各会計予算案、7議案を予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本会議を散会といたします。

なお、日程表を配布し、この場に予算特別委員会を招集したいと思いますので、そのままお待ち願います。

--	--	--

